

大阪市立小学校内における放課後等児童施策推進プロジェクトチーム設置要綱

(設置)

第1条 大阪市立小学校内において放課後等を実施される児童に関する施策について検証するとともに、各施策間における相互の連携を図ることにより、放課後等における各施策を一層推進し、それらを通じて児童の健全な育成に資するため、大阪市立小学校内における放課後等児童施策推進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 大阪市立小学校内における放課後等児童施策全般にかかる施策の相互連携
- (2) 児童いきいき放課後事業の課題を整理し、持続可能な制度とするための事業の再構築
- (3) その他、大阪市立小学校内における放課後等児童施策の推進にかかる事項に関すること

(組織の構成)

第3条 プロジェクトチームは、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 プロジェクトチームに委員長及び委員長代理を置く。
- 3 委員長はこども青少年局担当副市長、委員長代理はこども青少年局長をもって、それぞれ充てる。
- 4 委員長は、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。
- 5 委員長代理は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第4条 プロジェクトチームの会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキング会議の設置)

第5条 プロジェクトチームの円滑な運営を図るために、大阪市放課後等児童施策推進プロジェクトチームワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を設置する。

- 2 ワーキング会議は、別表2に掲げる職にあるものをもって構成する。
- 3 ワーキング会議に、座長を置く。
- 4 座長は、こども青少年局理事をもって充てる。
- 5 座長は、ワーキング会議を代表し、会務を総理する。
- 6 ワーキング会議の会議は、座長が招集する。
- 7 ワーキング会議は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 プロジェクトチーム及びワーキング会議の事務局については、こども青少年局企画部青少年課(放課後事業グループ)に置く。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は委員長が、ワーキング会議の運営に関し必要な事項は、座長がそれぞれ定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成29年2月24日から施行する。

別表 1

大阪市立小学校内における放課後等児童施策推進プロジェクトチーム	
委員長	副市長（こども青少年局担当）
委員長代理	こども青少年局長
委員	教育長
〃	都島区長
〃	南大江小学校 校長

別表 2

大阪市立小学校内における放課後等児童施策推進プロジェクトチーム ワーキング会議	
座長	こども青少年局 理事
メンバー	こども青少年局 企画部長
〃	こども青少年局 企画部 放課後事業担当課長
〃	教育委員会事務局 指導部長
〃	教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当課長
〃	教育委員会事務局 指導部 初等教育担当課長
〃	都島区役所 こども教育担当課長 兼 教育委員会事務局 総務部 都島区教育担当課長
〃	生江小学校 校長